

権利の変動等についてお知らせ下さい

下記のような権利の変動、住所氏名の変更などがございましたら施行者(市)にもお知らせください。

「区画整理だより」などのお知らせや仮換地に関するご連絡等を円滑に行うためにもご協力をよろしくお願ひいたします。

- 【相続届】・・・相続が発生した場合
- 【所有権移転届】・・・所有権が移転した場合
- 【住所氏名変更届】・・・住所や氏名が変わった場合
- 【代表者選任通知】・・・共有名義や法人等で代表者を定める場合

建築行為等の制限について

谷山第三地区内で建築物や工作物の新築、増・改築、土地の区画形質の変更、又は移動の容易でない物件の設置、もしくはたい積を行おうとするときは、土地区画整理事業法第76条に基づく許可が必要となります。

(仮換地先ではない現在の所有地等に上記のような建築や区画形質の変更などを行う場合、移転補償費の支払い額が70%以内となる条件が附せられる場合があります。)

※建築行為等の制限などについてのくわしい内容や届出の様式等につきましては、谷山都市整備課にお問い合わせ下さい。

要望書の提出について

仮換地(案)作成にあたっての要望につきましては、これまで皆様方から提出いただいているところです。

今後、「施行者が換地計画の作成に支障がないと認める期間の終期」以降は具体的な仮換地の設計を進めてまいりますので、要望等のある方は早めに谷山都市整備課までお出し下さい。

なお、土地を増やしたい、面積を確保してほしいなどの面積に関する要望は対応ができないことからお受けすることができませんのでよろしくお願ひします。

~ 谷山第三地区土地区画整理事業に関するお問い合わせ先 ~

鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課 谷山第二地区係
〒891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927(谷山支所3階)
電話: 099-269-8436(係直通)
FAX: 099-268-2602

谷山第三地区 区画整理だより

第8号

「特別な事情があると認められる場合」 の基準地積の更正手続きを終了します。

換地設計の基準となる基準地積の更正手続きにつきましては、「長期不在等の特別な事情があると認められる場合」について、仮換地の設計に影響がないと施行者(市)が認める期間の最終日まで手続きができるとしておりましたが、平成25年3月末で「長期不在等の特別な事情があると認められる場合」の基準地積の更正手続きを終了します。

具体的には、「施行者が換地計画の作成に支障がないと認める期間の終期」を公告し終了期日を定めることになります。

終了期日は「平成25年3月29日(金)」とし、2月末に公告を行う予定です。

また、土地登記簿締切期日(平成23年10月28日)以降に地積更正を行った方で、「特別な事情があると認められる場合」にあたる場合は、土地区画整理事業の基準地積の更正手続きを行っていただければ、基準地積が更正され仮換地の地積に反映することができますので谷山都市整備課までご相談下さい。

なお、今後も法務局において土地の地積更正はできますが、地積が増えて仮換地に反映することはできず、最終的に清算金で処理されることになります。

現在の状況と今後の流れについて

平成24年度の谷山第三地区の土地区画整理事業につきましては、これまでに土地区画整理事業審議会や評価員会を行い、土地評価や換地設計の基準などを定め、土地評価や仮換地(案)作成のための準備を進めるとともに、昨年12月までに予定していた小宅地等対策のために必要な土地の取得を終えたところです。

今後は、「換地計画の作成に支障がないと認める期間の終期」の公告を行い具体的な仮換地(案)の作成を進めていく予定です。

◎今後の流れ(予定)

平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 「換地計画の作成に支障がないと認める期間の終期」の公告 仮換地(案)の作成
平成25年度 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> 仮換地(案)の審議会諮詢
平成26年度 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> 仮換地(案)の供覧【発表】、意見等受付 仮換地(案)の修正～仮換地の指定開始

